



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社川金ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 信吉  
(コード番号 5614 東証第二部)  
問合せ先 取締役経営管理部長 青木 満  
(TEL. 048-259-1111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第 1 条および第 2 条)。

#### 2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 7 条 (条文省略)	第 1 条～第 7 条 (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u>	(削除)
第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	
(单元株式数)	(单元株式数)
第 9 条 当社の单元株式数は、100 株とする。	第 8 条 (条文省略)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社は、第8条の規定にかかわらず单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>2. 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>①会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>①会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第12条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>

注：現行定款の附則第35条～第37条は、第37条の定めにありますとおり本定時株主総会の終結の時をもって削除されます。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金)

以 上